平成２７年（再イ）第４２号

兵庫県西宮市北六甲台１丁目４番１号

再生債務者　中山　時枝

1　決議に付する再生計画案　平成27年８月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月11日まで

平成27年８月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第４４号

兵庫県尼崎市南塚口町５丁目６番10号　キエチュード105号

再生債務者　的井　幸生

1　決議に付する再生計画案　平成27年８月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月11日まで

平成27年８月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第７号

宮崎県宮崎市大字細江4036番地54

再生債務者　押川　和博

1　決議に付する再生計画案　平成27年８月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月18日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月18日まで

平成27年８月21日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２３年（再イ）第２１６号

横浜市青葉区市ケ尾町723番地１　プラーズ市ケ尾202

再生債務者　大原　浩二

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年12月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年８月21日

横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第３２号

札幌市白石区南郷通10丁目南３番38号　白石ＫＤ一102号

再生債務者　中根　大介

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年８月21日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第２号

兵庫県加古郡稲美町国岡５丁目82番地

再生債務者　石原　博幸

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月30日から平成27年10月21日まで

神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再ロ）第６号

北九州市小倉南区東貫３丁目21番10号

再生債務者　野上　　愛

1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年９月18日まで

4　一般異議申述期間　平成27年９月25日から平成27年10月２日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号

兵庫県西宮市生瀬武庫川町２番３一1716号

再生債務者　渕脇　秀則

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月10日まで

平成27年８月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第４号

北九州市八幡西区馬場山東２丁目10番７号（Ｃ一201）

再生債務者　松尾　隆英

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月10日まで

平成27年８月20日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第１号

函館市湯川町２丁目36番５号

再生債務者　加藤　和彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月11日まで

平成27年８月21日　函館地方裁判所

平成２７年（再ロ）第２号

和歌山市中之島710番地の３　グランドハイツサンシャイン906号

再生債務者　岡田垣内淳

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年９月18日まで

平成27年８月21日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００２０号

東京都中野区本町１一１一５　トップ中野第４　407

再生債務者　永山　丈久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年８月20日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十七年八月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.keiozu.co.jp/ir/koukoku.html

（乙）http://www.keiozu.co.jp/ir/koukoku.html

平成二十七年八月三十一日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一〇号

（甲）株式会社京王ズライフクオリティ

代表取締役　長野　成覚

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一〇号

（乙）株式会社京王ズｓｅｅｄ

代表取締役　長野　成覚

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.keiozu.co.jp/ir/koukoku.html

平成二十七年八月三十一日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一〇号

（甲）株式会社京王ズホールディングス

代表取締役　長野　成覚

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番一〇号

（乙）株式会社京王ズライフクオリティ

代表取締役　長野　成覚